

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 (4/7時点)	内閣府整理 1-1号 : 実現が可能なものとなる は、実現に向けた条件、代替 案等の検討を継続して行い 、実現不可能なため、各事 件に対して詳細の検討を継続 するもの : 指定自治体で代替案を 検討する内容の再検討を行 うもの
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
152	次世代型農業生産構造確立特区	土地利用の高度化による農業生産事業	国営緊急農地再編整備事業において、鳥獣被害防止施設の整備も対象とする。	国営緊急農地再編整備事業において、鳥獣被害防止施設の整備も対象とする。	農林水産省 農地資源課	国営緊急農地再編整備事業実施要綱 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	C	平成22年度から、農林水産省の鳥獣被害防止施設の整備に係る支援措置については、「専断事業の継続的見直しについて(平成21年11月9日行政刷新会議)」を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金に一本化されていることから、当該制度を活用して頂きたい。	C	関係市町・団体と今後の対応を検討し、引き続き協議したい。	指定自治体において、提案内容の必要性及び効果について更なる検討が必要。	II
153	次世代型農業生産構造確立特区	農業用水循環利用促進事業	国営緊急農地再編整備事業において、小水力発電施設の整備も対象とする。	農業用排水施設は、水路整備の他、水循環用のポンプ施設から、ポンプを稼働するための発電施設までを整備対象とする。	農林水産省 農地資源課	国営緊急農地再編整備事業実施要綱	C	国営緊急農地再編整備事業は、土地改良法に基づき農地の区画整理等の農業生産基盤の整備を行うことにより、農地の生産性向上等を図ることを目的とする事業であり、限られた予算の中で農地の整備を重点的に実施しているところ。このため、小水力発電と地下水水位制御システムを組み合わせた効率的な農業生産の推進にあたっては、具体的計画によるが農林水産省の実施可能な小水力等農村地増産源利活用促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金や地域自主戦略交付金等により対応が可能であり、これらの事業制度を活用して頂きたい。	C	関係市町・団体と今後の対応を検討し、引き続き協議したい。	指定自治体において、提案内容の必要性及び効果について更なる検討が必要。	II
154	次世代型農業生産構造確立特区	自然エネルギー活用促進事業	国営緊急農地再編整備事業において、自然エネルギー施設等の整備も対象とする。	太陽光発電や地中熱利用などの整備を事業の対象に加える。	農林水産省 農地資源課	国営緊急農地再編整備事業実施要綱 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	C	国営緊急農地再編整備事業は、土地改良法に基づき農地の区画整理等の農業生産基盤の整備を行うことにより、農地の生産性向上等を図ることを目的とする事業であり、限られた予算の中で農地の整備を重点的に実施しているところ。このため、太陽光・地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進にあたっては、農林水産省の支援可能な農山漁村再生可能エネルギー導入事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、森林・林業・木材産業づくり交付金、生産環境総合対策等により対応が可能であり、これらの事業制度を活用して頂きたい。	C	関係市町・団体と今後の対応を検討し、引き続き協議したい。	指定自治体において、提案内容の必要性及び効果について更なる検討が必要。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、O:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【一〇〇】 :実現が可能となったもの 【一〇一】:平成25年度概算要求 等の検討がなされるもの 【一〇二】:見解の相違から協議 を一旦終了するもの 【V】:自治体が再検討又は 取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
152	次世代型農業生産構造確立特区	土地利用の高度化による農業生産事業	国営緊急農地再編整備事業において、鳥獣被害防止施設の整備も対象とする。	国営緊急農地再編整備事業において、鳥獣被害防止施設の整備も対象とする。	Z	平成22年度から、農林水産省の鳥獣被害防止施設の整備に係る支援措置については、「事務事業の横断的見直しについて(平成21年11月19日行政刷新会議)」を踏まえ、国営緊急農地再編整備事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等における鳥獣被害防止施設整備が廃止となり、鳥獣被害防止総合対策交付金に一本化されていることから、当該制度を活用して頂きたい。	b	鳥獣被害防止施設の整備に係る支援措置が鳥獣被害防止総合対策交付金に一本化されていることは理解している。ただし、鳥獣被害対策と基礎整備を同一の事業で対応することによって、予算要求等の調整が容易となるため、計画的な鳥獣被害対策の推進に資するものと考えている。このため、鳥獣被害防止施設の整備を農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の交付金制度でも柔軟に対応できるよう、引き続き国において検討されるようお願いしている。	指定自治体は鳥獣被害防止総合対策交付金での対応を検討する。(鳥獣被害防止総合対策交付金以外での対応の検討については、事業仕分けでの議論を踏まえ、指定自治体において、特段の必要性を有するか否かを含めて検討の上、より具体的な提案を行う必要がある。)	V
153	次世代型農業生産構造確立特区	農業用水循環利用促進事業	国営緊急農地再編整備事業において、小水力発電施設の整備も対象とする。	農業用排水施設は、水路整備のほか、用水循環用のポンプ施設から、ポンプを稼働するための発電施設までを整備対象とする。	Z	当該施設の設置に関しては、既に双方の実務担当レベルにて検討のための打合せを実施しているところ。指定自治体には整備構想等の作成を検討しているところであり、具体的な提案があった後、継続して対応を検討。	b	農業用排水施設としての整備が可能であるため、既存の事業制度での対応について検討を進めることとする。具体的な計画によっては、国営緊急農地再編整備事業での対応も可能と思われるため、個別に協議をお願いしたい。	指定自治体は整備の構想の作成検討を進め、秋以降に引き続き農林水産省と協議を行うこと。	V
154	次世代型農業生産構造確立特区	自然エネルギー利活用促進事業	国営緊急農地再編整備事業において、自然エネルギー施設の整備も対象とする。	太陽光発電や地中熱利用などの整備を事業の対象に加える。	Z	指定自治体から具体的な提案があった後、対応を検討しますので、活性化計画等の作成を検討願いたい。	b	農林水産省の支援措置である農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による対応を検討する。	指定自治体は活性化計画等の作成検討を進め、秋以降に引き続き農林水産省と協議を行うこと。	V

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 (4/9時点)	内閣府整理 (1-9月) :実現が可能なもの を、実現に向けた条件、代替 案等の検討を継続して行 う。実現不可能なものを、各事 件に対して要否の検討を継続 するもの。 :指定自治体で代替案を 検討し提案内容の再検討を行 うもの。
					担当省庁 目録	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・観点など	対応	理由等		
155	次世代型農業生産構造確立特区	6次産業化推進事業	国家緊急農地再編整備事業に際して整備を行う農業用機械、農産物貯蔵施設、加工施設や販売所の整備について、国営事業で一体的に行う。	国営緊急農地再編整備事業において、農業用機械、農産物貯蔵施設、加工施設や販売施設の整備も対象とする。	農林水産省 農地資源課	国営緊急農地再編整備事業実施要綱 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	C	国営緊急農地再編整備事業は、土地改良法に基づき農地の区画整理等の農業生産基盤の整備を行うことにより、農地の生産性向上等を図ることを目的とする事業であり、限られた予算の中で農地の整備を重点的に実施しているところ。このため、地域の資源を活用した6次産業化の推進にあたっては、農林水産省の支援措置である6次産業化推進事業、6次産業化推進整備事業、農林漁業成長産業化ファンド(仮称)、強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、経営体育成支援事業、産地生産流通施設緊急整備事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等により対応が可能であり、これらの事業制度を活用して頂きたい。	C	関係市町・団体と今後の対応を検討し、引き続き協議したい。	指定自治体において、提案内容の必要性及び効果について更なる検討が必要。	II
156	次世代型農業生産構造確立特区	法人化・経営安定化支援事業	農業者農協組織や女性グループが法人化する際の起業支援金や助成を行う。	「食料・農業・農村基本計画」において、地域における新たな集落営農組織づくりに必要な合意形成を促進することとされているため。	農林水産省 経営局経営政策課 就農・女性課	農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱 (平成23年4月1日付け22経第7135号農林水産事務次官依命通知)	B	農業者に対しては、既に農業者戸別所得補償制度推進事業において、法人化に対する事務費の助成(定額40万円)や経理指導者の育成及び法人化に向けた話し合いに対する支援を措置しているところです。女性グループに対しては、平成24年度概算決定において、女性農業者の経営発展を促進するための地域振興等のワーキンググループ等の開催やネットワーク形成に対する支援を措置しているほか、新商品の開発や販路開拓等に対する支援について、女性農業者向けの優先枠を設けているところです。	C	関係市町・団体と今後の対応を検討し、引き続き協議したい。	指定自治体において、提案内容の必要性及び効果について更なる検討が必要。	IV
157	次世代型農業生産構造確立特区	法人化・経営安定化支援事業	地域独自の経営安定対策基金を造成し、地域協議会が推奨する品種を新たに生産する場合に、一定期間(概ね3年)、生産面積に応じて一定金額を基金から生産者に支払う。	かつて国で実施した水田・畑経営所得安定対策や品目ごとの経営安定対策などに類似する制度であるため。	農林水産省 生産局穀物課		B	制度の概要には、「農業者戸別所得補償制度の(畑作物の所得補償交付金)や「水田活用所得補償交付金」においては、要、次定額を伴付けた場合は、一定の交付金が専ら農業者へ交付されるが、特定の作物に限定されている。ところが、水田活用の所得補償交付金の産地資金については、水田において、都道府県が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を地域の実情に則して設定することは可能。以上のことを山口県に説明したところ。	C	関係市町・団体と今後の対応を検討し、引き続き協議したい。	指定自治体において、提案内容の必要性及び効果について更なる検討が必要。	IV

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区分む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【～V 】:実現が可能となったもの E:平成25年度概算要求等 等の検討がなされるもの F:見解の相違から協議を 一旦終了するもの V:自治体が再検討又は 取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
155	次世代型農業生産構造確立特区	6次産業化推進事業	国営緊急農地再編整備事業に関連して整備を行う農業用機械、農産物貯蔵施設、加工施設や直売所の整備について、国営事業で一体的に行う。	国営緊急農地再編整備事業において、農業用機械、農産物貯蔵施設、加工施設や直売施設の整備も対象とする。	Z	指定自治体から具体的な提案があった後、対応を検討しますので、活性化計画等の作成を検討願いたい。	b	農林水産省の支援措置である農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による対応を検討する。	指定自治体は活性化計画等の作成検討を進め、秋以降に引き続き農林水産省と協議を行うこと。	V
156	次世代型農業生産構造確立特区	法人化・経営安定化支援事業	集落営農組織や女性グループが法人化をする場合に必要となる話し合いや視察などのソフト経費を助成する。	「食料・農業・農村基本計画」において、地域における新たな集落営農組織づくりに必要な条件形成を促進することとされているため。	-	-	-	-	農林水産省から、集落営農に対しては、既に農業者戸別所得補償制度推進事業において、法人化に対する事務費の助成(定額40万円)や経理担当者の育成及び法人化に向けた話し合いに対する支援を措置していることから、対応が困難であるとの見解が示されたが、指定自治体は、この要望の実現を希望しており、受け入れていない。指定自治体は、要望の実現に向けて、提案内容の必要性及び効果について、農林水産省に具体的に明示し、秋以降に引き続き協議を行うこと。	V
157	次世代型農業生産構造確立特区	法人化・経営安定化支援事業	地域独自の経営安定対策基金を造成し、地域協議会が推奨する品種等に立寄る場合に、一定期間(概ね3年)、生産面積に応じて一定率額を基金から生産者に支払う。	かつて国で実施した水田・畑経営所得安定対策や品目ごとの経営安定対策などに類似する制度であるため。	-	-	-	-	農林水産省から、水田活用の所得補償交付金の産地基金については、水田において、都道府県が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を地域の実情に則して設定することが可能との見解が示されている。指定自治体はこの見解を踏まえ、更なる検討を行い、秋以降に引き続き協議を行うこと。	V